

株 主 各 位

大阪市西区京町堀1丁目3番17号

NTN株式会社

取締役社長 大久保 博司

第120期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

さて、当社第120期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）の営業時間終了時（午後5時25分）までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。なお、お手続きの際には、後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（28頁から30頁）を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区安土町3丁目1番3号 ヴィアーレ大阪4階「ヴィアーレホール」

本年から、株主総会当日にご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第120期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第120期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役11名選任の件

なお、その他本総会の招集にあたっての事項は、後記の「議決権行使等についてのご案内」（28頁）に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要方針の一つと考えております。配当につきましては、将来の成長のために必要な研究開発や設備投資等の資金を確保し、中長期的な視点から安定的に継続しつつ、経営成績に応じて実施することを基本方針といたします。具体的にはキャッシュ・フローの状況を勘案のうえ、連結配当性向を重視し決定することにしております。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、1株につき7円50銭（すでにお支払いしている中間配当金とあわせて年15円）とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき7円50銭

総額 3,987,169,950円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は、迅速な意思決定機構・業務執行機構の構築、経営の監督機能の強化及び経営の透明性・公正性の向上を図ることを目的に、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに執行役に関する条項の新設、監査役及び監査役会に関する条項の削除等所要の変更を行うものであります。

(2) 新たなコーポレートガバナンス体制の中で、取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令に定める範囲で責任を免除できる旨の条項として、定款第24条第1項及び第34条を新設するものであります。

なお、定款第24条第1項及び第34条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することができる旨の条項として現行定款第28条の変更を行うものであります。

なお、現行定款第28条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(4) その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条～第 9 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 (条文省略)</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>第 11 条～第 12 条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 13 条 当社の株主名簿、新株予約権、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する取扱い並びに手数料については、法令又はこの定款で定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(機 関)</p> <p>第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</p> <p>3. 執行役</p> <p>4. 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定によって選定し、これを公告する。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第 12 条～第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 14 条 当社の株主名簿、新株予約権、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する取扱い並びに手数料については、法令又はこの定款で定めるもののほか、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって<u>取締役社長</u>がこれを招集する。</p> <p>③ <u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第17条～第18条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし株主又は代理人は、株主総会毎に委任状を当会社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役</u>がこれを招集する。</p> <p>③ <u>前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位により、他の取締役</u>がこれに当たる。</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第17条 株主総会の議長は、<u>あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役又は執行役</u>がこれに当たる。</p> <p>② <u>前項の取締役又は執行役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位により、他の取締役又は執行役</u>がこれに当たる。</p> <p>第18条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会毎に委任状を当会社に提出しなければならない。</p>

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p><u>(取締役会の設置)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第20条 当社は、取締役会を置く。</p>	
<p>第21条～第22条 (条文省略)</p>	<p>第21条～第22条 (現行どおり)</p>
<p><u>(役付取締役)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第23条 当社は、取締役会の決議によつて取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	
<p><u>(代表取締役)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第24条 当社は、取締役会の決議によつて会社を代表する取締役を選定する。</p>	
<p><u>(役付取締役の分掌)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第25条 取締役社長は、取締役会の決議を執行し、会社業務を統轄する。</p>	
<p>② 取締役副社長は、取締役社長を補佐し、専務取締役は、取締役社長及び取締役副社長を補佐し、常務取締役は日常業務を処理する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>③ 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(取締役の報酬等)</u> <u>第27条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(社外取締役との間の責任限定契約)</u> <u>第28条</u> (第1項新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><u>(取締役会の権限)</u> <u>第29条</u> 取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u> <u>第24条</u> 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集方法)</p> <p>第30条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会<u>で</u>定めた者がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第31条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の5日前までに発する。ただし緊急の場合又は取締役及び監査役の全員の同意があるときはこの限りでない。</p> <p>(第2項新設)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第33条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(取締役会の招集方法)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会<u>の決議によって</u>定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会<u>の決議によって</u>定めた順位により、他の取締役が招集し、その議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役全員の同意があるときは、前項に定める招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第34条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p>	
<p><u>(監査役の員数)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第35条 当社の監査役は4名以内とする。</u></p>	
<p><u>(監査役の選任)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第36条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	
<p><u>② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第38条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任監査役の任期満了の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>(<u>社外監査役との間の責任限定契約</u>)</p> <p><u>第40条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p><u>第41条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合又は監査役の全員の同意があるときはこの限りでない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p><u>第42条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>各委員の選定方法</u>)</p> <p><u>第29条</u> 当社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>各委員会に関する事項</u>)</p> <p><u>第30条</u> 各委員会に関する事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、取締役会の決議によって定める各委員会規則による。</p>

現行定款	変更案
(新設)	第6章 執行役
(新設)	<u>(執行役の選任)</u> <u>第31条 執行役は、取締役会の決議によつて選任する。</u>
(新設)	<u>(執行役の任期)</u> <u>第32条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。</u>
(新設)	<u>(代表執行役及び役付執行役)</u> <u>第33条 当社は、取締役会の決議によつて、代表執行役を選定する。</u>
(新設)	<u>② 当社は、取締役会の決議によつて、役付執行役を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(執行役の責任免除)</u> <u>第34条 当社は、取締役会の決議によつて、執行役(執行役であつた者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>
第6章 会計監査人	第7章 会計監査人
<u>(会計監査人の設置)</u>	(削除)
第43条 当社は、会計監査人を置く。	
第44条～第45条 (条文省略)	第35条～第36条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p><u>第46条</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>第<u>47</u>条～第<u>50</u>条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第8章 計 算</p> <p>第<u>37</u>条～第<u>40</u>条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役11名選任の件


当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行いたします。それに伴い、取締役14名及び監査役4名の全員は本總會終結の時をもって任期満了となりますので、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決及び効力の発生を条件として、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。


候補者 番号	氏 名						
1	おおく 大	ほ 久	ひろ 保	し 博	司	再任	
2	いの 井	うえ 上	ひろ 博	のり 徳		再任	
3	てら 寺	さか 阪	よし 至	のり 徳		再任	
4	みや 宮	ざわ 澤	ひで 秀	あき 彰		再任	
5	しら 白	とり 鳥	とし 俊	のり 則		再任	
6	う 鵜	かい 飼	えい 英	いち 一		再任	
7	わ 和	だ 田		あきら 彰		再任	社外
8	つ 津	だ 田		のぼる 登		再任	社外
9	かわ 川	はら 原	こう 廣	じ 治		新任	社外
10	か 加	ご 護	の 野	ただ 忠	お 男	新任	社外
11	かわ 川	かみ 上		りょう 良		新任	社外


候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	 <p>おおくぼ ひろし 大久保 博 司 (1953年5月14日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役在任年数 7年</p> <p>取締役会出席状況 19回/19回 (出席率100%)</p>	<p>1977年4月 当社入社 2004年4月 当社財務部副部長 2009年8月 NTN Wälzlager (Europa) G. m. b. H. 取締役 2010年4月 当社執行役員 2010年6月 当社財務経理部・予算部担当 2011年4月 当社経理部・法務部・内部監査・考査部担当 2012年4月 当社法務部・公正取引推進室・内部監査・ 考査部担当 2012年6月 当社取締役 2012年10月 当社財務本部長 当社C S R部・法務部・公正取引推進室・ 内部監査・考査部担当 2013年6月 当社常務取締役 当社管理部門管掌 2014年4月 当社取締役副社長 当社経営戦略本部・管理部門管掌 2014年6月 当社取締役社長 (現任)</p>	94,900株
【取締役候補者とした理由等】			
<p>上記に記載のとおり、財務部門、海外部門等における業務の経験及びそれらの実績をもとに、グローバルに事業を展開する当社の経営に関する十分な知見を有しており、2014年6月から当社取締役社長としての職務を遂行しております。今後も、その経験や知見等を経営に活かすことで持続的な企業価値の向上を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<div data-bbox="187 221 399 487" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="180 518 406 602">いの うえ ひろ のり 井 上 博 徳 (1951年7月29日生)</p> <div data-bbox="262 624 326 663" data-label="Text"> <p>再任</p> </div> <p data-bbox="219 683 370 733">取締役在任年数 9年</p> <p data-bbox="209 758 380 834">取締役会出席状況 19回/19回 (出席率100%)</p>	<p>1976年4月 当社入社</p> <p>2005年10月 当社もの造り本部副本部長</p> <p>2008年1月 当社岡山製作所長</p> <p>2009年4月 当社執行役員</p> <p>2009年11月 当社桑名製作所長</p> <p>2010年2月 当社産業機械事業本部副本部長 (兼) 桑名製作所長</p> <p>2010年6月 当社取締役</p> <p>2011年6月 当社生産・調達・原価・物流部門担当</p> <p>2012年4月 当社研究・技術・品質管理・環境管理・ 生産・調達・原価・物流部門管掌</p> <p>2012年6月 当社常務取締役 当社生産・調達・原価・物流部門管掌</p> <p>2013年6月 当社生産・調達・物流・原価部門管掌</p> <p>2014年6月 当社専務取締役</p> <p>2014年10月 当社生産・人事・総務・グローバル人材 育成部門管掌</p> <p>2015年4月 当社人事・生産部門担当</p> <p>2015年6月 当社取締役副社長 (現任) 当社人事部門担当 当社生産部門管掌</p> <p>2015年10月 当社人事部門担当 当社調達・物流・生産部門管掌</p> <p>2016年4月 当社自然エネルギー商品事業部担当 当社人事部門管掌 (現任)</p> <p>2018年4月 当社複合材料商品事業部担当 (現任)</p>	73,200株
<p>【取締役候補者とした理由等】</p>			
<p>上記に記載のとおり、生産部門、人事部門等における業務の経験及びそれらの実績に基づく幅広い知見を有しております。今後も、その経験や知見等を経営に活かすことで持続的な企業価値の向上を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	 <p>てら さか よし のり 寺 阪 至 徳 (1959年8月30日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</p> <p>取締役在任年数 6年</p> <p>取締役会出席状況 19回/19回 (出席率100%)</p>	<p>1983年4月 当社入社</p> <p>2008年8月 当社自動車商品本部等速ジョイント技術部長</p> <p>2011年4月 当社自動車事業本部等速ジョイント技術部長(兼) コーナーモジュール技術部長</p> <p>2012年4月 当社執行役員 当社自動車事業本部副本部長</p> <p>2013年6月 当社取締役</p> <p>2014年4月 当社常務取締役(現任) 当社自動車事業本部本部長 当社E Vモジュール事業本部担当</p> <p>2014年6月 当社自動車事業本部本部長 当社E Vモジュール事業本部管掌</p> <p>2014年10月 当社自動車事業本部本部長 当社アセアン・大洋州地区・インド・西アジア地区担当 当社E Vモジュール事業本部管掌</p> <p>2015年4月 当社研究・技術・品質管理部門・複合材料商品事業部・アセアン・大洋州地区・インド・西アジア地区・米州地区担当</p> <p>2015年6月 当社研究・技術部門・米州地区・複合材料商品事業部担当 当社品質管理部門管掌</p> <p>2016年4月 当社研究・技術部門・米州地区担当(現任) 当社品質管理部門管掌</p> <p>2017年4月 当社品質保証本部管掌(現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>NTN USA CORP. 取締役会長</p>	50,400株
<p>【取締役候補者とした理由等】</p> <p>上記に記載のとおり、研究・技術部門、自動車市場向け事業部門等における業務の経験及びそれらの実績に基づく幅広い知見を有しております。今後も、その経験や知見等を経営に活かすことで持続的な企業価値の向上を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	 <p>みやざわ ひであき 宮澤 秀彰 (1960年10月18日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</p> <p>取締役在任年数 5年</p> <p>取締役会出席状況 17回/19回 (出席率89.4%)</p>	<p>1983年4月 当社入社</p> <p>2007年10月 当社自動車商品本部副本部長 (兼) 自動車企画部長</p> <p>2009年10月 当社中国地区副総支配人</p> <p>2013年10月 当社自動車事業本部副本部長 (兼) 事業企画部長</p> <p>2014年4月 当社執行役員</p> <p>2014年6月 当社取締役 当社自動車事業本部副本部長 当社米州地区担当</p> <p>2014年10月 当社自動車事業本部副本部長 当社米州地区・欧州・アフリカ州地区担当</p> <p>2015年4月 当社自動車事業本部本部長 (現任) 当社E Vモジュール事業本部・欧州・アフリカ州地区担当</p> <p>2015年6月 当社常務取締役 (現任) 当社欧州・アフリカ州地区担当 当社E Vモジュール事業本部管掌</p> <p>2016年4月 当社欧州・アフリカ州地区・電動モジュール 商品事業部担当 (現任) 当社E Vモジュール事業部管掌 (現任)</p>	60,500株
【取締役候補者とした理由等】			
<p>上記に記載のとおり、自動車市場向け事業部門、海外部門等における業務の経験及びそれらの実績に基づく幅広い知見を有しております。今後も、その経験や知見等を経営に活かすことで持続的な企業価値の向上を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	 <p>しら とり とし のり 白 鳥 俊 則 (1958年7月13日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</p> <p>取締役在任年数 4年</p> <p>取締役会出席状況 19回/19回 (出席率100%)</p>	<p>1982年4月 当社入社</p> <p>2005年4月 当社生産本部生産企画部長</p> <p>2007年11月 当社人事本部人事部長</p> <p>2010年8月 当社経営戦略本部副本部長</p> <p>2010年12月 当社経営戦略本部副本部長 (兼) 情報企画部長</p> <p>2011年4月 当社執行役員 当社経営戦略本部副本部長 (兼) 経営企画部長 (兼) 情報企画部長</p> <p>2012年4月 当社経営戦略本部部長 (兼) 経営企画部長 (兼) 情報企画部長</p> <p>2013年6月 当社経営戦略本部部長 (兼) 情報企画部長</p> <p>2015年4月 当社経営戦略本部部長 (現任)</p> <p>2015年6月 当社取締役 (現任)</p>	33,600株
<p>【取締役候補者とした理由等】</p>			
<p>上記に記載のとおり、人事部門、経営企画部門等における業務の経験及びそれらの実績に基づく幅広い知見を有しております。今後も、その経験や知見等を経営に活かすことで持続的な企業価値の向上を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			


候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	 <p>う かい えい いち 鵜 飼 英 一 (1957年2月1日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役在任年数 2年</p> <p>取締役会出席状況 19回/19回 (出席率100%)</p>	<p>1980年4月 当社入社</p> <p>2001年4月 当社岡山製作所品質保証部長</p> <p>2003年2月 当社磐田製作所品質保証部長</p> <p>2005年1月 当社品質管理部長</p> <p>2006年2月 当社宝塚製作所品質保証部長</p> <p>2007年1月 当社宝塚製作所副所長 (兼) 品質保証部長</p> <p>2009年2月 当社品質管理部長</p> <p>2011年4月 当社執行役員</p> <p>2012年4月 当社自動車事業本部副本部長 (兼) 岡山製作所所長</p> <p>2013年6月 当社アセアン・大洋州・インド・西アジア 事業本部副本部長(兼) 事業企画部長 (兼) アセアン・大洋州地区総支配人</p> <p>2013年10月 当社アセアン・大洋州地区総支配人 (兼) インド・西アジア地区総支配人</p> <p>2014年4月 当社常務執行役員</p> <p>2017年6月 当社取締役(現任) 当社アフターマーケット事業本部・アセ アン・大洋州地区・インド・西アジア地 区・NTN KOREA Co., LTD. 担当</p> <p>2018年6月 当社アフターマーケット事業本部・品質 保証本部・アセアン・大洋州地区・インド ・西アジア地区・NTN KOREA Co., LTD. 担当 (現任)</p>	48,500株
【取締役候補者とした理由等】			
<p>上記に記載のとおり、品質部門、海外部門等における業務の経験及びそれらの実績に基づく幅広い知見を有しております。今後も、その経験や知見等を経営に活かすことで持続的な企業価値の向上を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	<div data-bbox="187 183 399 449" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">わ だ あきら 和 田 彰 (1945年1月17日生)</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px;"> <div data-bbox="219 585 281 624" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div data-bbox="303 585 366 624" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> <p style="text-align: center;">取締役在任年数 8年</p> <p style="text-align: center;">取締役会出席状況 19回/19回 (出席率100%)</p>	<p>1967年4月 日立造船株式会社 入社</p> <p>2001年6月 同社執行役員</p> <p>2003年6月 同社常務執行役員</p> <p>2005年6月 同社常務取締役 同社環境事業本部長</p> <p>2005年12月 同社事業・製品開発センター、品質保証部、 環境・安全部担当</p> <p>2006年4月 同社顧問 (2006年6月退任)</p> <p>2006年6月 株式会社ニチゾウテック常勤監査役 (2010年6月退任)</p> <p>2011年6月 当社取締役 (現任)</p>	45,200株
<p>【社外取締役候補者とした理由等】</p>			
<p>上記に記載のとおり、他の事業会社の経営者としての豊富な経験に基づく幅広い知見を有しております。今後も、その経験や知見等を活かして、独立した立場から適切な助言・提言をいただくことで、経営の妥当性・適法性を確保し、持続的な企業価値の向上を図るべく、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	<div data-bbox="187 186 400 452" style="text-align: center;">  </div> <p data-bbox="181 480 412 568" style="text-align: center;">つ だ のぼる 津 田 登 (1949年11月25日生)</p> <div data-bbox="220 589 368 627" style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> 再任 社外 </div> <p data-bbox="220 652 368 701" style="text-align: center;">取締役在任年数 3年</p> <p data-bbox="208 722 380 799" style="text-align: center;">取締役会出席状況 19回/19回 (出席率100%)</p>	<p>1973年4月 三菱化成工業株式会社 (現三菱ケミカル株式会社) 入社</p> <p>2005年6月 同社執行役員 (2009年4月退任)</p> <p>2005年10月 株式会社三菱ケミカルホールディングス 執行役員</p> <p>2009年4月 同社常務執行役員</p> <p>2013年4月 同社専務執行役員 三菱レイヨン株式会社 (現三菱ケミカル株式会社) 取締役 (2015年4月退任)</p> <p>2013年6月 株式会社三菱ケミカルホールディングス 取締役専務執行役員</p> <p>2014年4月 同社代表取締役副社長執行役員</p> <p>2015年6月 同社顧問 (2016年6月退任)</p> <p>2016年6月 当社取締役 (現任) 東急不動産ホールディングス株式会社 社外取締役 (2018年6月退任)</p>	17,300株
<p>【社外取締役候補者とした理由等】</p> <p>上記に記載のとおり、他の事業会社の経営者としての豊富な経験に基づく幅広い知見を有しております。今後も、その経験や知見等を活かして、独立した立場から適切な助言・提言をいただくことで、経営の妥当性・適法性を確保し、持続的な企業価値の向上を図るべく、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	 <p>かわ はら こう じ 川 原 廣 治 (1961年2月3日生)</p> <p>新任 社外</p> <p>監査役在任年数 4年</p> <p>取締役会出席状況 19回/19回 (出席率100%)</p> <p>監査役会出席状況 15回/15回 (出席率100%)</p>	<p>1983年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行</p> <p>2010年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）執行役員 (2011年6月退任) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員 (2011年5月退任)</p> <p>2011年6月 三菱UFJニコス株式会社 常務執行役員 (2015年6月退任)</p> <p>2015年6月 当社常勤監査役（現任）</p>	23,100株
<p>【社外取締役候補者とした理由等】</p> <p>上記に記載のとおり、長年の銀行における豊富な経験と財務等に関する幅広い知見を有しており、2015年6月から当社常勤監査役としての職務を遂行してまいりました。このたび、その経験や知見等を活かして、独立した立場から適切な助言・提言をいただくことで、経営の妥当性・適法性を確保し、持続的な企業価値の向上を図るべく、新たに社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
10	 <p>か ご の た だ お 加護野 忠 男 (1947年11月12日生)</p> <p>新任 社外</p> <p>監査役在任年数 15年</p> <p>取締役会出席状況 19回/19回 (出席率100%)</p> <p>監査役会出席状況 15回/15回 (出席率100%)</p>	<p>1988年11月 神戸大学経営学部教授 1998年4月 同大学経営学部長 1999年4月 同大学経営大学院教授 (2011年3月退官) 2003年6月 参天製薬株式会社社外監査役 (2011年6月退任) 2004年6月 当社監査役 (現任) 2006年3月 住友ゴム工業株式会社社外監査役 (2018年3月退任) 2011年4月 甲南大学特別客員教授 (2019年3月退官) 2012年3月 株式会社ファミリア社外取締役 (2019年3月退任) 2019年4月 神戸大学社会システムイノベーション センター特命教授 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授</p>	34,500株
【社外取締役候補者とした理由等】			
<p>上記に記載のとおり、直接会社経営に関与された経験はありませんが、経営学を専門とする学識経験者としての豊富な経験に基づく幅広い知見を有しており、2004年6月から当社社外監査役としての職務を遂行してまいりました。このたび、その経験や知見等を活かして、独立した立場から適切な助言・提言をいただくことで、経営の妥当性・適法性を確保し、持続的な企業価値の向上を図るべく、新たに社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
11	 <p>かわ かみ りょう 川 上 良 (1967年10月1日生)</p> <p>新任 社外</p> <p>監査役在任年数 4年</p> <p>取締役会出席状況 16回/19回 (出席率84.2%)</p> <p>監査役会出席状況 14回/15回 (出席率93.3%)</p>	<p>1999年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 大阪西総合法律事務所（現弁護士法人 大阪西総合法律事務所）所属（現任）</p> <p>2011年4月 大阪大学大学院高等司法研究科特任教授 （現任）</p> <p>2015年6月 当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士（弁護士法人大阪西総合法律事務所） 大阪大学大学院高等司法研究科特任教授</p>	一株

【社外取締役候補者とした理由等】

上記に記載のとおり、直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務に精通する弁護士としての豊富な経験に基づく幅広い知見を有しており、2015年6月から当社社外監査役としての職務を遂行してまいりました。このたび、その経験や知見等を活かして、独立した立場から適切な助言・提言をいただくことで、経営の妥当性・適法性を確保し、持続的な企業価値の向上を図るべく、新たに社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 和田彰、津田登、川原廣治、加護野忠男、川上良の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
3. 和田彰、津田登の両氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、和田彰氏は8年、津田登氏は3年となります。
4. 川原廣治、加護野忠男、川上良の各氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、川原廣治氏は4年、加護野忠男氏は15年、川上良氏は4年となります。
5. 当社は、和田彰、津田登、川原廣治、加護野忠男、川上良の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 和田彰、津田登、川原廣治、加護野忠男、川上良の各氏は、当社の定める「独立社外取締役に関する基準」(26頁から27頁)を満たしております。
7. 当社は和田彰、津田登、川原廣治、加護野忠男、川上良の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

(ご参考)

独立社外取締役に関する基準

当社は、適正なコーポレートガバナンスの確保のために、社外取締役の資質および独立性について「独立社外取締役に関する基準」を独自に定めております。

その内容は次のとおりであります。

第1条（社外取締役の要件）

当社の社外取締役の要件については、本基準により定める。

第2条（資質に関する要件）

社外取締役は、グローバルに事業を展開する当社グループ（当社および当社の子会社をいう。以下同じ。）において、コーポレートガバナンスを強化するとともに、グローバルな事業の拡大を図るため必要となる資質として、企業経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者等としての実績があり、豊富な経験や専門的知見を有していなければならない。

第3条（独立性に関する要件）

1. 社外取締役は、当社グループからの独立性を確保するため、以下の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。
 - (1) 当社グループの業務執行取締役（会社法2条15号（会社法が改正された場合は改正後の条数による同様の規定）の定義による。）、執行役、会計参与または使用人（以下「業務執行取締役等」という。）でなく、かつ、その就任の前10年間当社グループの業務執行取締役等でなかったこと。
 - (2) 就任時および就任の前3年間、以下に該当しないこと。
 - ア ① 当社グループの大株主（総議決権の10%以上を保有する者をいい、間接保有形態を含む。以下同じ。）または大株主である組織の業務執行取締役でない取締役及び業務執行取締役等
 - ② 当社グループが大株主である組織の業務執行取締役等
 - イ 当社グループの主要な借入先（直近の会計年度末日時点において当社連結総資産の2%以上の負債を負担する先をいう。）または主要な借入先である組織の業務執行取締役等
 - ウ 当社グループの主幹事証券会社の業務執行取締役等
 - エ ① 当社グループの主要な取引先（当社グループが物品又は役務の対価として直近3会計年度のいずれかにおいて受け取った金額が当社グループの直近の会計年度の連結売上高の2%以上となる取引先をいう。以下同じ。）または主要な取引先である組織の業務執行取締役等

② 当社グループを主要な取引先とする者（当社グループがその者に対して物品又は役務の対価として直近3会計年度のいずれかにおいて支払った金額がその者の直近の会計年度の連結売上高の2%以上となる者をいう。）またはその組織の業務執行取締役等

オ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

カ コンサルタント、会計専門家または法律専門家として、社外取締役としての報酬以外に、当社グループから直近の3会計年度のいずれかにおいて1,000万円以上の金銭その他の財産を受け取った者または当社グループから直近の3会計年度のいずれかにおいて多額の金銭その他の財産（1,000万円以上または当該団体のその会計年度の売上高もしくは収入額の2%以上のいずれか高い方の額をいう。）を受け取った団体に所属する者

キ 当社グループから直近の3会計年度のいずれかにおいて多額の寄付金（1会計年度あたり1,000万円以上をいう。）を受け取った者または多額の寄付金を受け取った団体に所属する者

ク 当社グループと役員の相互就任の関係にある者（当社グループの役員、使用人が役員等である組織について、その組織に所属する者が当社グループの役員となる場合をいう。）

(3) 以下の者の近親者（配偶者および2親等以内の親族をいう。）でないこと。

ア 就任時に当社グループの業務執行取締役等であり、または、就任の前10年間に当社グループの業務執行取締役等であった者

イ 第(2)号のいずれかに該当する者（重要でない使用人および所属する者は除く）

2. 前項の要件を満たさない場合であっても、その者を社外取締役としても一般株主との利益相反を生じないと認められ、かつ前項の要件を満たす社外取締役全員の同意がある場合については、会社法の要件を満たす限りにおいて、社外取締役とすることがある。この場合、株主総会参考書類、有価証券報告書等に、該当する事実および選任する理由等を明記する。

議決権行使等についてのご案内

1. 株主総会参考書類及び添付書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ntn.co.jp>) に掲載させていただきます。
2. 議決権行使書に賛否の表示がない場合は、議案に賛成の意思表示があったものとして取扱いいたします。
3. インターネットによる議決権行使の期限は、2019年6月24日（月曜日）の営業時間終了時（午後5時25分）までといたします。
4. 議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとして扱います。
5. インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行われた内容を有効とさせていただきます。

以上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は2019年6月24日（月曜日）の営業時間終了時（午後5時25分）までといたしますが、お早めに行わせていただき、ご不明な点等がございましたら30頁に記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. **議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について**
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

- 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話：0120-173-027（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

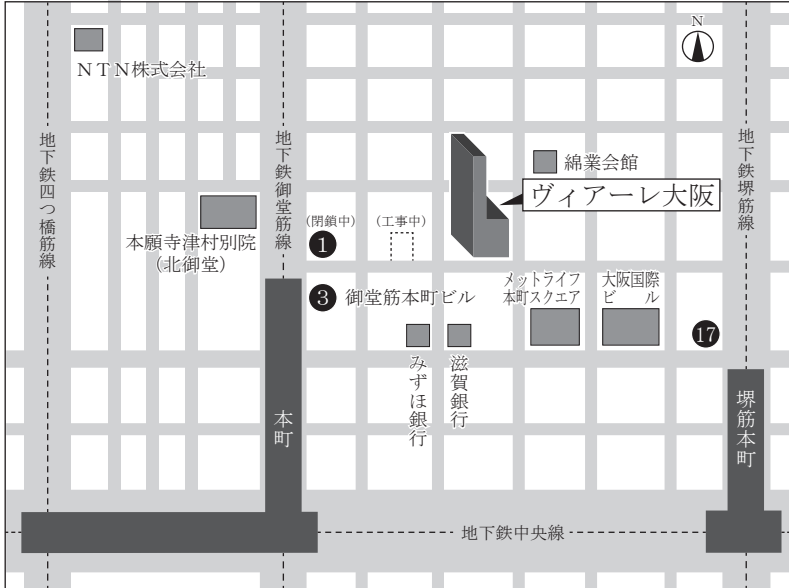
5. **議決権電子行使プラットフォームについて**
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会におけるインターネット等による議決権行使の方法として、上記2.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

大阪市中央区安土町3丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 4階「ヴィアーレホール」
TEL 06-4705-2411



交通のご案内

・地下鉄

御堂筋線・中央線 本町駅③号出口より徒歩約3分
(ビル建替えのため本町駅①号出口閉鎖中)

堺筋線・中央線 堺筋本町駅⑱号出口より徒歩約5分

※当日ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

NTN株式会社